

一般財団法人堺市人権協会常勤役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人堺市人権協会定款第28条に基づき、常勤役員の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬及び手当の総額)

第2条 常勤役員に支給する報酬及び手当の一の年度における総額は、常勤役員の数に10,000,000円を乗じて得た額を限度とする。

2 一の年度において、常勤役員の数に増減があった場合、前項に規定する計算における常勤役員の数は、当該異動のあった常勤役員の在職月数（月単位未満の日数は切り捨てる。）に応じて按分するものとする。

(報酬及び手当の支給基準)

第3条 常勤役員の報酬及び手当に関する支給基準は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人堺市人権協会の設立の登記の日（2012年4月1日）から施行する。

一般財団法人堺市人権協会常勤役員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人堺市人権協会常勤役員の報酬等に関する規程第3条に基づき、常勤役員の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬及び手当)

第2条 常勤役員の報酬及び手当については、一般財団法人堺市人権協会事務局職員給与規程（以下「給与規程」という。）を準用する。この場合において、給与規程中「給料」を「月額報酬（千円未満を切り捨てた額とする。以下、同じ。）」に、「管理職手当」を「役職手当」に、「期末手当」及び「勤勉手当」を「増額報酬」に読み替え、「月額報酬」、「役職手当」、「地域手当」及び「増額報酬」を支給し、これら以外の報酬及び手当は支給しない。

(月額報酬)

第3条 常勤役員の月額報酬は、給与規程第5条に規定する堺市職員の行政職給料表を準用し、専務理事にあつては同表7級（部次長級）を、常務理事にあつては同表6級（課長級）を準用する。

(役職手当)

第4条 常勤役員の役職手当については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合において、専務理事は部次長の額を、常務理事は課長の額を準用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

一般財団法人堺市人権協会役員等の費用弁償に関する規程

(支給対象)

第1条 一般財団法人堺市人権協会（以下「協会」という。）の評議員又は役員（以下「役員等」という。）が、協会の運営に関する評議員会、理事会、その他の会議等に出席した場合は、費用弁償を支給する。ただし、役員等のうち常勤役員又は堺市職員である者には、支給しない。

(支給額)

第2条 前条に定める会議等出席費用弁償の額は、日額5,000円とする。

(委任)

第3条 この規程に定めるものの他、この規程の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、2012年4月 1日から施行する。

この規程は、2019年6月26日から施工する。